

社労士 V 21 年受験

佐藤としみの条文順過去問題集①【労基・安衛・労一編】

(21 年版初版用)

頁	該当箇所	修正前	修正後	備考
13	解答 31	B: 派遣元事業者	B: 派遣元事業主	
43	解答 1	通過払の例外が～	通貨払の例外が～	
50	問題 29 上から 2 行目	に応じ 1 時間当たり、過去 3 年間に ～	に応じ 1 時間当たり、過去 3 か月間 に～	
51	解答 1 上から 4 行目	間を適正に管理する責務を～	間を適切に管理する責務を～	
114	問題 14 上から 3 行目	その減給は 1 回の額が平均賃金の 1 回分の半額を超え、～	その減給は 1 回の額が平均賃金の 1 日分の半額を超え、～	H20.11.19 追加
151	解答 8	× (法 10 条、法 20 条～法 25 条の 2) 事業者が、総括安全衛生管理者を選 任し、その者に労働者の危険又は健 康障害を防止するための措置に関 する業務を行わせることとした場 合であっても、事業者自身に課せら れた義務を免れるわけではない。	○ (法 10 条 1 項 5 号、則 3 条の 2 第 2 号) 総括安全衛生管理者が統括管 理する業務には、法 28 条の 2 第 1 項の危険性又は有害性等の調査及び その結果に基づき講ずる措置に関す ることを統括管理することが含まれ ている。	
151	解答 9	○ (法 10 条 1 項 5 号、則 3 条の 2 第 2 号) 総括安全衛生管理者が統括 管理する業務には、法 28 条の 2 第 1 項の危険性又は有害性等の調査及 びその結果に基づき講ずる措置に 関することを統括管理することが 含まれている。	○ (法 10 条) 総括安全衛生管理 者については、作業場等の定期巡視 に関し、特段の規定は置かれていな い。	
153	解答 10	○ (法 10 条) 総括安全衛生管理 者については、作業場等の定期巡視 に関し、特段の規定は置かれていな い。	× (法 10 条 3 項) 法 10 条 3 項に おいては、都道府県労働局長は、労 働災害を防止するため必要があると 認めるときは、総括安全衛生管理者 の業務の執行について事業者に「勸 告することができる」旨定められて	

			いるが、事業者はその改善を命令することができるとの旨の規定は置かれていない。	
153	解答 11	× (法10条3項) 法10条3項においては、都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者「勧告することができる」旨定められているが、事業者はその改善を命令することができるとの旨の規定は置かれていない。	× (法10条、法20条～法25条の2) 事業者が、総括安全衛生管理者を選任し、その者に労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関する業務を行わせることとした場合であっても、事業者自身に課せられた義務を免れるわけではない。	
173	解答 11	× (法60条) 事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く)に対しては、安全又は衛生のための教育を行わなければならないが、職長等の職務内容を変更したときに教育を行わなければならない旨の規定は置かれていない。	○ (労働者派遣法45条) 作業内容変更時の安全衛生教育は「派遣元及び派遣先事業者」が行わなければならないこととされている。なお、派遣労働者についての職長等の教育は「派遣先事業者」が行わなければならない。	
268	問題 65 上から 2行目	定期昇給制度のある事業所のうち・・・	定期昇給制度のある 事業 所のうち・・・	
270	問題 68 上から 4行目	①年齢は15～34歳、現在就業している者については・・・	①年齢は15～34歳、②現在就業している者については・・・	